

選挙運動費用収支報告書記載要領

I 選挙運動費用収支報告書の趣旨

出納責任者は、選挙運動に関してされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を、期限内に佐野市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければなりません。

委員会は、この報告書に基づき、その要旨を公表します。また、報告書は、受理をした日から3年間保存し、この間は誰でも閲覧をすることができることとなっています。

報告書の提出及び公開は、資金の面から選挙の公正・明朗を確保しようとする制度です。

出納責任者は、真正な報告書を提出されるようお願いいたします。

II 総括的事項

1 報告書に記載すべきもの

(1) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

- ① 候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附は、すべて含まれます。
- ② 金銭によらない寄附（労務の無償提供、選挙事務所の無償提供など。）も、時価に換算して含まれます。
- ③ 寄附の約束も含まれます。

(2) (1) の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

(3) 選挙運動に関するすべての支出

- ① 候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出は、すべて含まれます。
- ② 立候補準備のために要する費用も含まれます。
- ③ 次に掲げる支出は、選挙運動費用に含まれません（法 197）。

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙の期日後、選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 選挙運動用自動車（1台）を使用するために要した支出

(4) (3) の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

(5) (1) 及び (3) に関し、選挙運動費用に算入されるか、されないかについては、次の例を参考にしてください。

- ① 運動員の実費弁償（選挙運動のための交通費等）は、運動員がその受領を辞退した場合でも、選挙運動費用に算入する（昭 28 質疑集）。
- ② 家族若しくは親族が労務を提供した場合でも、一般労務者を雇ったと同様にその労力を時価に換算して選挙運動費用に加算する（昭 25 実例）。
- ③ 候補者である会社社長が、社員を勤務時間中、ポスター貼り、演説の補助等に使用したときは、すべて選挙運動費用に算入される。実際に支払ったか否かを問わない（昭 26 質疑集）。

- ④ 候補者が自宅を選挙事務所にした場合、費用計算に加算を要しない（昭 22 警保局）。
- ⑤ 自動車が選挙運動に使用中、河中に転落した際、その引き上げ作業に要した費用は、選挙運動に計上すべきでない（昭 26 国警質疑集）。
- ⑥ 選挙事務所に臨時電話 2 本架設した際、電話局からの保証金を徴収されたが、保証金は期限後直ちに全額返還される旨契約書に明記してある。この場合には、当該保証金は、選挙運動に要した支出として会計帳簿に記載する必用はない（昭 34 実例）。

2 添付書類

収支報告書には、次の書類を添付することとなっています。

- (1) 領収書等の写し又は領収書等を徴し難かった支出の明細書
- (2) 真実の記載がなされている旨の文書（法 189③）

※上記の書類は、委員会が配布した「選挙運動費用収支報告書」に綴り込んであります。

3 提出すべき者

委員会に届け出た出納責任者が提出することになっています（法 189①）。

4 提出の方法

「選挙運動費用収支報告書」に所要事項を楷書で記載し、1 部提出してください。

5 提出期限

第 1 回目の収支報告書は、選挙期日から 15 日以内（4 月 26 日の午後 5 時まで）に、それまでの収支をすべて精算し、提出してください。

第 2 回目以後の収支報告書は、その収入又は支出があった日から 7 日以内に提出してください。

6 提出先

佐野市選挙管理委員会

佐野市高砂町 1（佐野市役所 5 階）

電話 20-3034

7 罰則

収支報告書の提出を怠り又は虚偽の記載をしたときは、処罰されることもあります（法 246）。

8 公表

収支報告書の要旨は、委員会において公表します。

また、収支報告書は、提出された日から 3 年間保存し、その間、誰でも閲覧することができます（法 192）。

II 記載の方法

委員会が交付した「選挙運動費用収支報告書」の末尾に記載してある「備考」を参照するほか、次の事項に留意して記載してください。

1 「選挙の種類」の欄

選挙名を記載してください。

2 「公職の候補者の住所、氏名」の欄

候補者届出書に記載した候補者の住所及び氏名を記載してください。

3 「期間」の欄

収支報告書に記載された収支のうち、最初になされた収入又は支出の期日から最後になされた収入又は支出の期日までを期間として記載してください。

4 収入の部

(1) 一般的事項

- ① 一件1万円を超えるものは、それぞれ記載してください。

たとえば、同一人が3日連続して1万円の寄附をした場合でも一括することなく、3欄に各別に記載してください（一件1万円以下の寄附については、必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えありません。）。

- ② 一件1万円以下のものについては、種別（(4)を参照）ごとに各収入日における合計額を一欄にして記載してください。

- ③ 収入の日順に記載してください。

- ④ 労務提供や選挙事務所提供などの場合は、「寄附金」として収入の部に記載するとともに、同額を支出の部にも記載してください。

(2) 「月日」の欄

寄附の約束のあった日（その後、寄附の約束の履行があったときは、その旨及び日付を備考欄に記載）、寄附のあった日又はその他の収入のあった日を記載してください。

(3) 「金銭又は見積額」の欄

算用数字ではっきりと記載してください。

(4) 「種別」の欄

- ① 「寄附金」又は「その他の収入」のどちらかを記載してください。

- ② 公職選挙法では、「寄附金」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付（供与又は交付の約束を含む。）をいいます。

その他の財産上の利益とは、たとえば、ポスター貼りや葉書の宛名書き等のため労務を無償で提供した場合などがこれに該当します。

- ③ 「その他の収入」とは、収入の中から寄附を除いたものをいいます。

たとえば、借りた金銭、選挙運動のため物品を売却して得た代金、自己資金等がこれに該当します。

(5) 「寄附をした者の住所又は主たる事務所の所在地」の欄

地番まで詳しく記載してください。

(6) 「寄附をした者の氏名又は団体名」の欄

- ① 政治団体等の名称は略することなく、正式な名称を記載してください。

- ② 自己資金の場合は「寄附金」ではなく、「その他の収入」になりますが、この場合も、候補者の氏名はこの欄に記載してください。

(7) 「寄附をした者の職業」の欄

個人の場合は、「農業」、「会社員」、「織物業」、「酒小売業」、「〇〇市長」、「衆議院議員」等の、団体の場合は、「政党」、「政治団体」の例により記載してください。

なお、候補者自身の場合は、「候補者」と記載してください。

(8) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄

寄附及びその他の収入が金銭以外の場合は、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

たとえば、労務の提供の場合は、「1日〇円×〇日」の例により記載してください。

(9) 「備考」の欄

① 寄附及びその他の収入が金銭以外の場合は、「労務提供」、「選挙事務所提供」、「白米提供」の例により記載してください。

② 「その他の収入」の場合は、「自己資金」、「〇〇売却」の例により記載してください。

(10) 「計」の欄

① 「寄附」の欄には、「区分」欄に「寄附金」と記載したものについて、その合計額を記載してください。

② 「計」の欄には、当該報告分の収入の総計の額（①及び②の合計額と一致すること。）を記載してください。

(11) 「前回計」の欄

第2回目以後の収支報告書を提出する場合、前回提出した報告書「計」の欄の金額を記載してください。したがって、第1回報告の場合は、空欄となります。

(12) 「総額」の欄

第1回目の収支報告の場合は、「計」の欄と同額が記載されますが、第2回報告以後は、「計」と「前回計」とを合計した額が記載されます。

(13) その他

出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

5 支出の部

(1) 一般的事項

① 次の記載例により、10の費目別に記載し、区分別に集計してください。

= 記載例 =

5 支出の部									
月 日	金額又は 見積額	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の 見積の根拠	備 考	
				住所…	氏名…	職 業			
人 件 費									
4月4日	30,000	選挙運動	事務員報酬	〇市〇町00	〇〇〇〇	学 生			1日6,000円×5日
4月5日	6,000	”	労務者報酬	〇市〇町00	〇〇〇〇	会社員	1日6,000円		
小 計	立候補準備	0							
	選挙運動	36,000							
	計	36,000							
前 回 計	立候補準備	0							
	選挙運動	0							
	計	0							
総 額	立候補準備	0							
	選挙運動	36,000							
	計	36,000							

家 屋 費 (選挙事務所費)									
	3月20日	36,000	立候補準備	事務所借上料	〇市〇町00	(株)〇〇			光熱水費込
	4月2日	42,000	選挙運動	備品借上料	〇市〇町00	〇〇〇〇	商業	机・椅子等	1日7,000円×6日
小計	立候補準備	36,000							
	選挙運動	42,000							
	計	78,000							
前回計	立候補準備	0							
	選挙運動	0							
	計	0							
総額	立候補準備	36,000							
	選挙運動	42,000							
	計	78,000							
家 屋 費 (集会会場費)									
	4月5日	5,000	選挙運動	演説会場借上料	〇市〇町00	〇〇〇〇	町会長		〇〇町公民館
小計	立候補準備	0							
	選挙運動	5,000							
	計	5,000							
前回計	立候補準備	0							
	選挙運動	3,000							
	計	0							
総額	立候補準備	0							
	選挙運動	8,000							
	計	8,000							
通 信 費									
	3月30日	1,530	選挙運動	電話料	〇市〇町00	NTT〇〇			
	4月5日	2,230	〃	〃	〃	〃			
小計	立候補準備	0							
	選挙運動	3,760							
	計	3,760							
前回計	立候補準備	0							
	選挙運動	0							
	計	0							
総額	立候補準備	0							
	選挙運動	3,760							
	計	3,760							
※ 以下、同様に、②ア～コの順に記載する									

② 各費目に属する支出の具体例

ア 人件費

選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（ウグイス嬢など）、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対する報酬

イ 家屋費

- ・ 選挙事務所費
事務所借上料、事務所の備品（机・椅子等）借上料、臨時電話架設費
- ・ 集会会場費
個人演説会の会場及び備品の借上料

- ウ 通信費
電報（事務連絡用）、電話（架設費を除く）、葉書・封筒等の郵便料（事務連絡用）
- エ 交通費
選挙運動員、事務員、車上運動員（ウグイス嬢など）、労務者の車賃、鉄道賃
- オ 印刷費
ポスター、ビラ及び葉書の印刷代
- カ 広告費
立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用
- キ 文具費
紙、筆、墨、その他選挙運動のために使用した消耗品
- ク 食料費
湯茶及び法律上許容された運動員及び労務者に対し支給する弁当代
- ケ 休泊費
休憩及び宿泊に要した費用
- コ 雑費
上記ア～ケに該当しない経費であり、例えば燃料費（ガス、石油）、電気代、水道料など

- ③ 支出があった日ごと、各件ごとに記載してください。
- ④ 記載の順序は、①によるほか、支出の日順に記載してください。

(2) 「区分」の欄

- ① 「立候補準備費」又は「選挙運動」のどちらかを記載してください。
- ② 「立候補準備費」とは、ポスターの印刷代及び選挙事務所借り入れの内交渉等をいいます。

その他選挙運動に関する支出のほとんどが「選挙運動」になります。

支出のあった日が立候補前であるか、立候補後であるかにより、「立候補準備費」と「選挙運動」とに区別するものではありません。その支出の内容・目的によって区分してください。

(3) 「支出の目的」の欄

支出の具体的な目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

(4) 「支出を受けた者」の欄

- ① 個人に対する支出 住所、氏名、職業を記載してください。
- ② 法人に対する支出 主たる事務所の所在地、団体名を記載してください。

(5) その他

出納責任者において、必要と認める事項を記載することができます。